

道路占用申請について

給水課 給水装置係



概要

- 1 はじめに
- 2 道路占用の概要について
- 3 書類作成について
 - 3-1 申請について
 - 3-2 着工届について
 - 3-3 完了届について
- 4 補足
- 5 さいごに

1 はじめに

給水装置工事のうち、道路占用を伴う工事は年間約500件あります。



500件の申請・着工・完了の書類を受付することになります。



内容の間違いがあると皆様に訂正を求めることになりますが、間違いには、少し気にしてもらうことで防げるものが多いです。



占用申請書類において**間違いが多いポイント**をお伝えします。

2 道路占用の概要について

道路占用とは・・・



チェックポイントの前に、
概要と関連法令をおさらい
しましょう。

①道路上に電柱を設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、
継続して道路を使用することを「道路の占用」という。

②道路の占用は地上に施設を設置する場合だけでなく、電気・電話・ガス・上下水道などの管路を道路の地下に埋設する場合や、
道路の上空に看板を突き出して設置する場合なども含まれる。

関連法令

道路法 （第24条 第32条）

道路交通法 （第77条）

福島市火災予防条例 （第52条）

など



道路を掘削する工事に関わる主な法令です

道路法第32条

第三十二条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、
継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の
許可を受けなければならない。



法律で決まっています

道路法第32条（占用物について）

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔
その他これらに類する物
- 二 水管、下水道管、ガスパ管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する
施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を
及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

道路法第32条（申請について）

2

許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した
申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法



市道、県道、国道
様式は違いますが
考え方は同じです。

道路法第32条（申請の変更について）

3

第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）

は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞^{おそれ}のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。



変更も事前の許可が必要であるということです

道路法第32条（申請の変更について）

4

第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。



申請時や変更時に警察協議が必要な理由です

道路法第32条(道路管理者と警察で協議)

5

道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。



占用許可の申請時には道路管理者が警察と協議をしています

道路法第24条と第32条の違い

	<u>第32条</u>	第24条
占用物	有	無
主な工事	給水管埋設工事等	舗装工事等
申請者	<u>原則 水道事業管理者</u>	工事業者になる場合 がある



第32条の申請・更新に関しては、水道局で行っています

道路交通法第77条

第七十七条

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。



道路使用許可書を取得する理由です

道路交通法第77条 (許可が必要な行為の内容)

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 (省略)

福島市火災予防条例第52条



消防届を提出する理由です

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- 一 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 二 煙火(玩具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は減水

五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

3 書類作成について（占用の流れ）

- ①事前調査
- ②事前協議（必要に応じて道路管理者と行う）
- ③申請
- ④許可
- ⑤着工届
- ⑥復旧前協議（必要に応じて道路管理者と行う）
- ⑦完了届



一つの道路占用工事において
給水課に書類を最低3回提出す
ることになります

3-1 申請について (必要書類)

申請書	複写	(県道、国道の場合は3部)
平断面図	3部	
安全対策図	3部	
う回路図	3部	(通行止めの場合必要)
現地写真	3部	(2方向から)
チェックシート	1部	(給水課内で確認用)
給水申請書(写)	1部	(給水課内で確認用)
給水申請図(写)	1部	(給水課内で確認用)
(協議書)	3部	(県道、国道の場合(必要に応じて))

占用許可の申請から完了届までの流れは【資料1】



申請書チェックポイント



間違いが多い3項目です

- ① 通行止について適切な判断ができているか
→道路幅員が5mより狭い場合、片側通行はできません。
原則、蓋付側溝は幅員に含みません。
- ② 道路管理者、申請者、担当者の記入漏れがないか
→市道は局で書きます。
県道・国道は記入して提出してください。
- ③ 復旧面積は、整数に切り上げて書かれているか(市道のみ)
→四捨五入しないように注意してください。

市道の申請書

②道路管理者等の記入

道路占用許可申請書

道路管理者
福島市長 ○○○○ 様

福水路発第 号
令和 年 月 日

占用（申請）者住所 福島市五老内町3番1号 印
氏名 福島市水道事業管理者 (TEL 024-535-1126)
○○○○ 内7722

施工者住所 印
氏名

下記により市道を占用したいので道路法第32条の規定に基づき申請します。

占用の場所		占用の目的		工事実施の方法	
占用物件	数量	占用料	占用期間	占用のための工事期間	
		年間 円	許可の日より	許可の日から 日以内着工	
		初年度 円	令和 年 月 日	着工の日から 日以内完了	
掘削面積		復旧面積（正数に切り上げる）		（復旧方法路面復旧費）	
（表）	（幅）	（表）	（幅）	1. 原因者復旧	
車道				2. 管理者復旧	
歩道				（円）市道	
許可条件		別紙のとおり		占第 号	
				許可令和 年 月 日	

- （記入要領）
- 申請人は太く内を記載しないこと。
 - 申請人が法人である場合「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 「占用目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
 - 「占用物件」の欄には、工作物、物件又は施設の名称を記載すること。
 - 数量の単位
1. 管理設・線類の架設 - m（占用延長） 2. 柱・標識・アーチ等 - 本又は基 3. 塔・アーケード・通路・工事用施設・工作物等 - ml 4. 広告塔・看板・幕 - ml（表示面積）
 - 「占用場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合は起点と終点を記載すること。
 - 「工事実施方法」の欄には、工事を伴うものについて、具体的に工事の方法を記載すること。（例＝開削、足場等）
 - 占用のための工事期間とは、掘削箇所の路面復旧をも含む。
- （添付図面）
- 位置図
 - 平面図（占用部分を朱書きすること）
 - 縦横断面図
 - 構造図
 - 安全対策施工図
 - 市道における通行の禁止又は制限の許可申請書（通行止の場合）
 - 公園（排水工事に限る）
 - 警約書（排水工事に限る）
 - 水利組合同意書（排水工事に限る）

③復旧面積の記入

①通行止めについて

書き方の注意点はほとんど下に書いてあります。

県道の申請書

②道路管理者等の記入

様式第五（第四条の三関係）

道路占用許可申請書

新 規 変 更 (番号)
新 規 変 更 年 月 日

福島県県北建設事務所長 殿

〒 960-8601
住 所 福島市五老内町3番1号
氏 名 福島市水道事業管理者 ○○○○
担当者
TEL
E-mail

第32条 許可を申請
道路法 の規定により します。
第35条 協 議

占 用 の 目 的	路線名				車道・歩道・その他	
占 用 の 場 所	場 所					
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量	
占 用 の 期 間	年 月 日から		間	占用物件の構造		
	年 月 日まで					
工 事 の 期 間	年 月 日から		間	工事実施の方法		
	年 月 日まで					
道路の復旧方法				添 付 書 類		
備 考						

- 記載要領
- 「許可申請」「第32条」「許可を申請」及び「協 議」「第35条」については、該当するものを○で囲むこと。
 - 「新 規 変 更」については、該当するものを○で囲み、変更、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
 - 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
 - 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
 - 「事道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
 - 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
 - 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

平面図・断面図チェックポイント①

- ① 占用物と他の現地の工作物(U字側溝の下をさや管通す時等)との離隔の数字(30cm以上)が入ってるか？
→離隔は事故を防ぐために重要です。必ず図示してください。
- ② 官民境界、道路境界が明記されているか？
→道路管理者から境界の明示をするように求められています。
- ③ 舗装の際、面取を行う場合、その旨が図面に書かれているか？
→記入忘れに注意してください。



訂正や未記入が多い
6項目です

平面図・断面図チェックポイント②

徹底しましょう！



④ 影響幅についての考え方は大丈夫か？

→市道、県道、国道の違いに注意しましょう。

⑤ 舗装構成についての考え方は大丈夫か？

→県道の場合は対象道路の舗装構成を事前に給水課まで問い合わせてください。

また、柱状図を用いて本復旧協議が必要な場合、その旨を書いてください。

⑥ 図面の右下の占用延長、掘削面積、復旧面積の数字が記入されており、かつその数字が申請書と合っているか？

→単純に間違いが多いです。**提出前に必ず確認**してください。

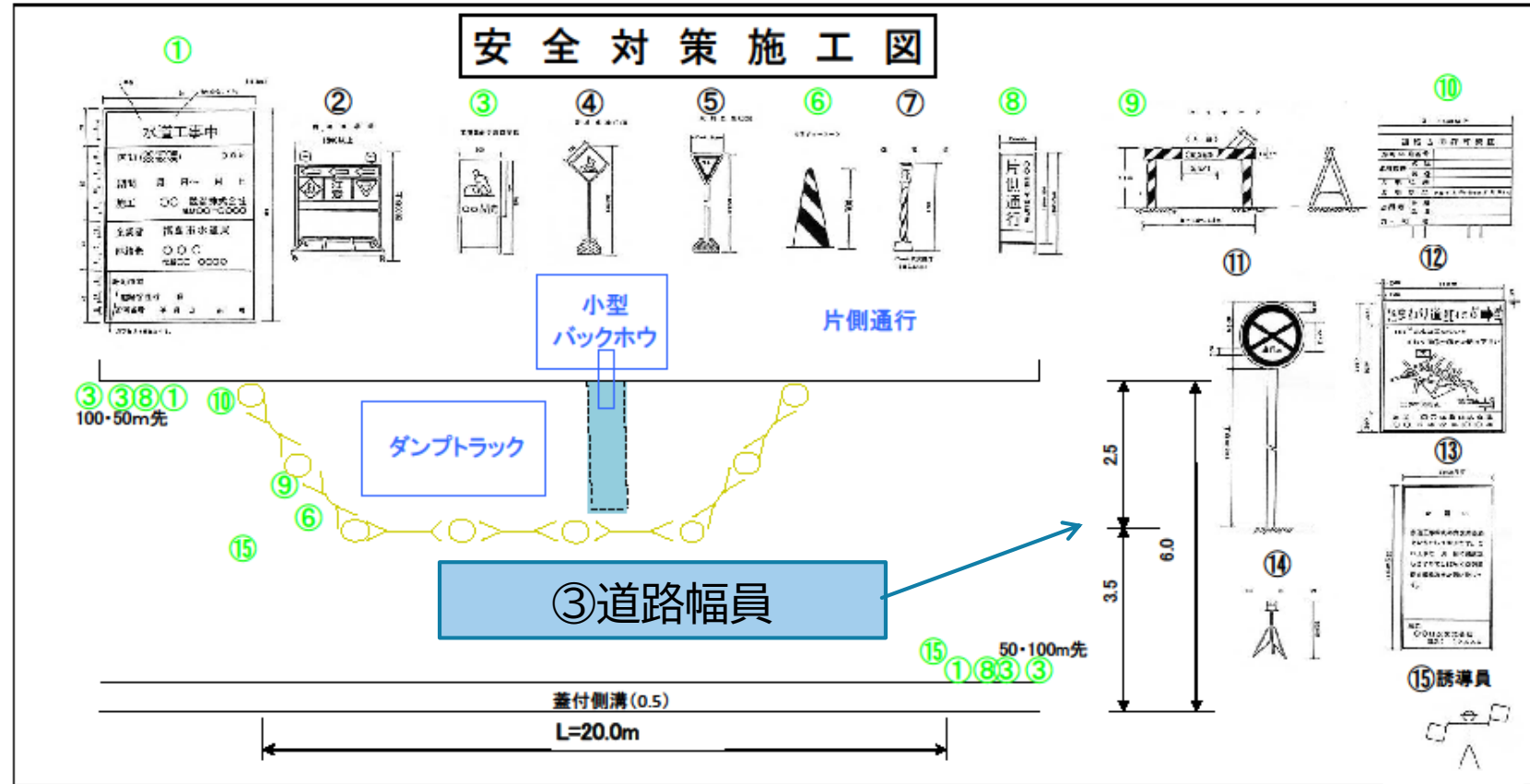
安全対策図チェックポイント



訂正が入ることが多い
4項目です

- ① 施工時間(原則 9:00~16:00)が書いてあるか？
- ② 歩行者についての配慮がしっかりできているか？
(誘導員及びコーンを置いて通ってもらう際の幅の確保等)
- ③ 道路幅員の数字が記入されているか？
- ④ 道路横断する工事で片側通行づつする場合、2パターンの安全対策図があるか？

安全対策図(例)



歩行者及び自転車は、工事を一時中断し、安全確認をした上で、誘導し通行させます。
 施工時間は9:00~16:00とします。
 工事の際は、周囲住民に十分周知した上で行います。

付属書類チェックポイント



注意箇所の3項目です

- ① 本復旧まで施工しない場合、その理由は何か？
→別工事で本復旧をする場合、工事内容及び舗装範囲が分かる図面などの資料を添付してください。
- ② 協議書は、協議した内容を箇条書きで書いてあるか？
→後から協議内容を確認することがあります。
- ③ チェックシートで確認をしているか？
→申請書類の不備を防ぐためにもチェックシートを活用してください。

3-2 着工届について（必要書類）

着工届	2部	
警察の許可(写)	2部	国道の場合許可条件書もつける
消防の許可(写)	1部	通行止めの場合

様式については、各道路管理者とも許可条件に添付されています。
許可条件についても工事着工前に必ずご一読ください。



着工届チェックポイント



着工届のポイント5項目です

① 給水課の番号が右上に入っているか？

→給水課が申請書ごとにつける番号です。(○福水路発第○○号)

② 正しい許可日、許可番号が書いてあるか？

→占用許可をよく確認しましょう。



間違いが非常に多い
です

③ 道路法何条に関する工事かチェックがついているか？

→一般的な給水管の工事は32条です。

④ 着工日の3営業日前に提出できるか？

→決裁後に道路管理者へ提出するため**3営業日前は厳守**してください。

⑤ 着工日以前の日付で警察の許可をもらっているか？

→道路使用許可で取得した期間が工事ができる期間です。

市道の着工届

占 用 工 事 着 工 届

福水路発第 号
令和 年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

住所 _____
氏名 _____
担当者氏名 _____
TEL _____

次のとおり占用工事を着工しますのでお届けいたします。

許 可 番 号	令和 年 月 日付 号
工 事 個 所	福島市 地内
工 事 目 的	
着 工 年 月 日	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
工事施工業者	担当者
住 所 ・ 氏 名	TEL
摘 要	

1.5 (51-061)

※道路使用許可証の写を添付のこと。

①給水課番号

②許可日、許可番号

④着工日の3営業日前までに提出

⑤道路使用許可期間内の着工

県道の着工届

元福水路発第 号
令和 年 月 日

福島県県北建設事務所長 様

住 所又は所在地
氏 名又は名 称
(担 当 者)
(電 話)

印

着 工 届

令和 年 月 日付、福島県指令北建第 号で許可を受けた
道路法第 24 ・ 32 ・ 35 条に関する工事は、下記のとおり着工します。

記

- 路 線 名 国道・県道 線
- 工 事 の 場 所 _____
- 工 事 の 期 間 令和 年 月 日 着手（着工）
令和 年 月 日 完了（竣工）予定

⑤道路使用許可期間内の着工

3-3 完了届について（必要書類）

完了届	2部	
警察の許可(写)	2部	(着工日から竣工日をカバーした期間分)
竣工図	2部	(変更があった箇所については赤書き等で図示)
写真	1部	(写真管理チェックシート参照【資料2】)

完了届チェックポイント



完了届のポイント5
項目です

- ① 竣工後の**2ヵ月以内**に書類を**提出**できているか？
→提出が遅れないように管理してください。
- ② 給水課の番号が右上に入っているか？
→着工届と同じ番号を記入してください。(○福水路発第○○号)
- ③ 正しい許可日、許可番号が書いてあるか？
→占用許可をよく確認しましょう。
- ④ 完了の日付は、写真の日付と整合性が取れているか？
→工事の最終日が完了の日付となります。
- ⑤ 着工日から竣工日の間の警察の許可の写しを添付しているか？
→仮復旧から本復旧までの期間の許可も必要です。

市道の完了届

占 用 工 事 完 了 届

福水路発第 号
令和 年 月 日

道路管理者
福 島 市 長 様

住所 _____
氏名 _____
担当者氏名 _____
TEL _____

次のとおり占用工事を完了しましたのでお届けいたします。

許 可 番 号	令和 年 月 日付 号
工 事 個 所	
工 事 目 的	
着 工 年 月 日	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
工事施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)
舗装施工業者 住 所 ・ 氏 名	(担 当) (連絡先)
復 旧 面 積	申請 m ² 完了 m ²
摘 要	

1.5 (51-061)

※工事施工写真一式を添付のこと。

①竣工から2か月以内の提出

②給水課番号

③許可日、許可番号

④完了日は写真の日付と同じ

⑤着工から完了までの道路使用許可
の添付

県道の完了届

元福水路発第 号
令和 年 月 日

福島県県北建設事務所長 様

申請者
住 所
氏 名
(担当者 氏名)
(電 話 番 号)

工 事 完 了 届

令和 年 月 日付福島県指北建第 号で
承認・許可・回答を受けた道路法第 24・32・35 条に関する工事等は、
令和 年 月 日、完了したのでお届けします。

記

1 路 線 名 国道・県道 線
2 工 事 の 場 所
3 工 事 の 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 添 付 書 類 着工前、工事中、竣工(完了後)の各写真 ※1)

【注記】
※1) 道路法第32条のうち、一時的な占用物件(足場・朝顔等の工事用施設、屋台・露店・旗
ざお等)の場合は、『設置前、設置後、撤去後(現状復旧後)』の各写真を添付すること。
※2) 道路法第32条のうち、電線・電話線等の架空線の場合は、主な数箇所(特に、横断部)
における『架空線の地上高を測定している写真』及び『その測量値を表示している写真』
を添付すること。
※3) 舗装復旧において、舗装切替部で「面取工(斜めカッター等)」を計画された場合は、その
内容が判る『工事中の写真(面取工が判断できる写真)』を添付すること。

①竣工から2か月以内の提出

②給水課番号

③許可日、許可番号
(法令のチェック)

④完了日は写真の日付と同じ

⑤着工から完了までの道路使用許可
の添付

4 補足(施工について)

道路構造物(側溝等)の下越しについて

さや管設置の際は、道路構造物下部の土を乱さずに削孔挿入し、「えぐり堀(ためき堀、透かし堀)」等、不適切な施工を行わない。

えぐり堀や崩れてしまったら



キーストンプレートを用いて道路構造物下部を養生しバイブレーターでエア抜きを行いながらコンクリート打設を行う。

※道路構造物の基礎を痛めた場合、即日道路管理者に指示を求める。

4 補足(お願い①)

【お願い①】 窓口での協議は端的に！

現在、給水課窓口は『10分以内』の対応となっています。



窓口で協議が必要な場合は、端的に協議が行えるように準備してください。協議をできるだけ短くできるよう誰が見てもわかりやすい書類(及び写真)を作るよう心がけましょう。

4 補足(お願い②)

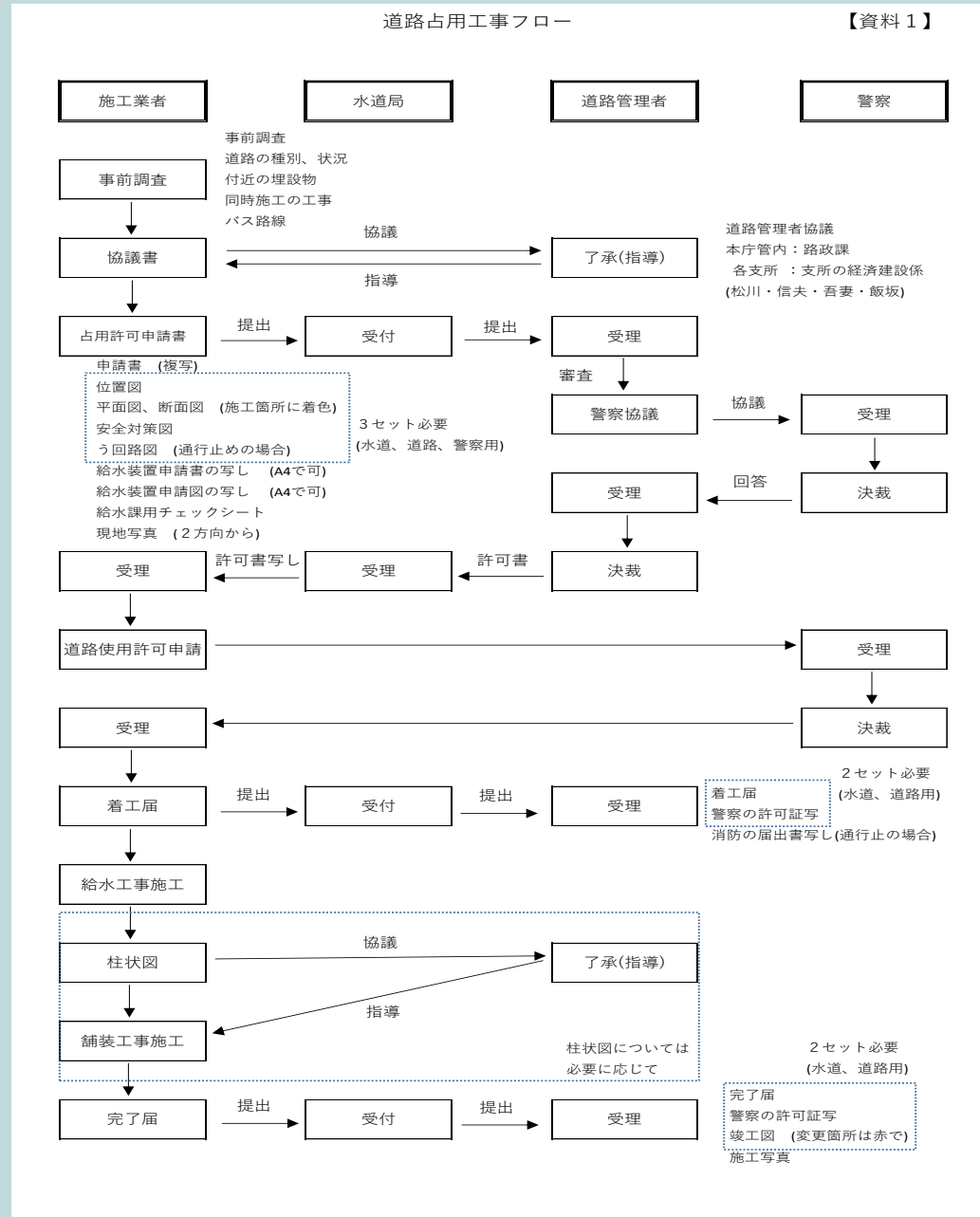
【お願い②】 提出書類は提出前に内容の見直しを！

占用申請に限らず、皆様が提出してくる書類には、一度見直ししてもらえれば必ず気が付くような間違いが多くあります。（書類不備、記載ミスなど）



提出前に間違いに気づいて訂正してもらえると、こちらで間違いの指摘をする必要がなくなり、またそれにより皆様が訂正から再提出するまでの時間のロスをなくせます。

【参考資料1】



【参考資料2】

道路占用工事写真管理チェックシート(給水管布設工事Ver)

【資料2】

NO	項目	施工中及び写真撮影ポイント	備考
1	施工前	・黒板不要・2方向から撮影・周辺状況入れる・資材入れない・乾いた状態で撮影	・日付は着工日・方位記入・竣工写真と見開きで
2	竣工	・黒板不要・2方向から撮影・周辺状況入れる・資材入れない・乾いた状態で撮影	・日付は舗装工事前の日付・施工前写真と見開きで
3	安全対策状況	・申請と同様に対策していることを確認（写真複数枚で良いのですべて）	・舗装本復旧の際もまた別途で必要
4	道路占用許可標示板	・許可番号、許可年月日、水道事業管理者名、道路管理者名、間違わないよう注意	・看板の文字が見えない場合はアップの写真も必要
5	舗装切断状況	・カッターにて舗装切断状況を撮影	・2回に分けて掘削する場合は合計等で分かればよい。
6	舗装切断後の寸法	・舗装をはがす前に計測・数字読めるよう撮影・黒板に実測値(設計値)を表記	・申請時の掘削面積と合致するか確認
7	舗装取壊状況	・重機に近づきすぎない・当該箇所で行ってることが分かるよう撮影	
8	舗装殻積込状況	・重機に近づきすぎない・当該箇所で行ってることが分かるよう撮影	
9	既設の舗装厚の計測	・はがしたアスファルトで計測しない	・市道は舗装厚で本復旧の舗装構成が決定
10	掘削状況	・重機に近づきすぎない・当該箇所で行ってることが分かるよう撮影	・掘削の側面に隙間がある場合、本復旧前に必ず協議をする
11	発生土積込状況	・重機に近づきすぎない・当該箇所で行ってることが分かるよう撮影	
12	掘削深度計測	・深度が1.5m以上の場合は必ず矢板設置・湧水がある場合、処理状況も撮影	・湧水の処理は側溝に流さない・国道道は柱状図をとる
13	既設・新設埋設管深度計測	・写真が暗くならないよう明るさ調整・GLから管上までの深度は最低でも0.6m以上	・配水管は口径によって既設の深度は変わる
14	防護管押込状況(使用の場合)	・えぐり堀しない・側溝下に隙間がある場合、撤去再設置にて行う	・撤去再設置の際は十分転圧すること・L型側溝は原則撤去再設置
15	防護管深度計測(使用の場合)	・他の工作物と、離隔(30cm以上)が取れていることが分かるよう撮影	・やむなく耐摩板を使用したい場合は占用担当と事前に協議
16	保護砂敷均し状況	・仕上がり管上20cm・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入・素手で行わない	・山砂等・土のう等の掘削箇所に残置しない
17	保護砂転圧状況	・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入・分水栓の真上を転圧し破損しないよう注意	・山砂等
18	保護砂転圧後の計測	・仕上がり管上20cm・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入	
19	碎石敷均し状況	・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入	・切込碎石(0～40)
20	碎石転圧状況	・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入	・切込碎石(0～40)
21	碎石転圧後の計測	・20cm毎の転圧・黒板に何回目と記入	・切込碎石(0～40)
22	標示シート	・原則GLから40cm・舗装の路盤が厚い場合その限りではない	・標示シートは路盤には入れられない・水道はシートの色は青
23	仮復旧分の厚み計測	・申請時の厚さが確保できているか確認	・仮復旧の厚さは交通量によるため、申請時に道路管理者に確認
24	アスファルト合材敷均し状況	・申請時の厚さが確保できているか確認・平坦性を注意する	
25	アスファルト合材転圧状況	・申請時の厚さが確保できているか確認・平坦性を注意する	
26	アスファルト合材転圧後	・申請時の厚さが確保できているか確認・平坦性を注意する	
27	路面標示復旧状況	・点字シート、白線等が既設であった場合、仮復旧でも設置	・白線は施工前から薄くても必ず施工

※国道県道の舗装本復旧については柱状図を用いて協議が必要。

5 さいごに

今日の皆様へのお話で、なにか気が付いたことや分かったことがあれば幸いです。

完了届の提出までが占用工事です。皆様には現場の安全を第一に考え、余裕を持った書類の提出をしていただきますようお願いいたします。



今後とも、スムーズな占用申請のご協力を
何卒よろしくお願いします。



よろしく
お願いします